

県地域防災計画（震災対策編・風水害等対策編）改訂内容の概要

1 風水害対策編・震災対策編共通事項

第1篇「総論」

・「計画の主旨」の中で「計画の“基本方針”」を新たに追加

第1章「計画の主旨」に、「愛媛県防災対策基本条例（18年12月）」の基本理念（“県民が自助を実践した上で、地域においては共助を実践し、県及び市町がこれを補完しつつ公助を行う。”）を本計画に反映させるため、「基本方針」を新設した。

・四国地方整備局の処理すべき事務に「災害緊急対応事業」を追加

平成21年度に、国土交通省が、“大規模災害が発生し河道閉塞などの緊急的に対応しないと被害が拡大する恐れがある場合に、応急復旧等を実施する主体が未調整の間にも、夜間作業用照明車の運搬・配備や資機材搬入のための経路確保及び資機材の運搬などの緊急対応を行う。”ため、「災害緊急対応事業」を創設したことに伴い、その内容を四国地方整備局の処理すべき事務に追加規定した。

・「防災関係機関の処理すべき事務及び大綱」に「県民」及び「事業者」に係る規定を追加

県防災対策基本条例の規定に基づき、新たに「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」の中に、県民が実施すべき自助の実践や共助への参画、事業者が実施すべき地域の防災活動への協力等について規定した。

第2編「災害予防対策」

・災害予防対策に係る条例規定箇所の明示

本計画と条例とを容易に対比できるように、本文の横に新たに欄を設け、条例の該当する条項を明示した。

また、自主防災組織の災害時要援護者援護体制の整備や事業者の防災対策上の役割、「えひめ防災の日」の普及啓発など、条例に規定されている事項について、条例の規定に準じて、第2編内に追加した。

・「県民の防災対策」に係る章の新設

これまで、「自主防災組織の災害予防対策（共助）」の規定の中に記載されていた「県民の自助対策」について、自主防災組織の章とは別に章を設けて、条例の規定に準じて「自助」に関する県民や県・市町の取り組みを規定した。

・「事業者の防災対策」に係る章の新設

これまで第1章「防災知識の普及」の中に規定していた、事業者が実施すべき防災対策については、上記「自助の活動」と同様に、条例の規定に準じて「企業」を「事業者」と改め、役割を追加したうえ、新たに章を設けた。

・企業の事業継続計画が促進される環境整備の促進に係る規定の追加

国の防災基本計画に基づき、大規模災害においても経済活動が停滞しないよう、企

業の事業継続計画（BCP）の策定を進めるため、県及び市町は、企業の事業継続計画策定の取組みを支援する環境整備（策定支援セミナーの開催など）に取り組む旨を、「事業者の活動」の中で規定した。

・ 広域応援計画の内容変更に伴う修正

全国都道府県や四国4県の広域応援協定において、危機事象を協定対象に加えるとともに、具体的な実施細目や四国各県の広域応援計画・受援計画の策定に伴い、規定の修正を行った。

- ・ 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（H7.10.20）
- ・ 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目（H19.2.5）
- ・ 上記協定に基づく愛媛県広域応援計画及び広域受援計画（H19.2.5）
- ・ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（H8.9.1）
- ・ 全国都道府県における広域応援に関する協定実施細目（災害関係）（H18.7.12）

・ 防災行政無線の更新整備に伴う修正

地上系・衛星系の2系統で運用している防災行政無線のうち、地上系について、平成19年度に、県と市町等を結ぶ端末部分や情報スーパーハイウェイ部分をブロードバンドのIP通信へ切り替えるとともに、全県移動局を各市町等に配備し「地上系防災通信システム」として更新整備したことに伴う内容の修正を行った。

第3編「災害応急対策」

・ 災害対策本部体制見直しに係る修正・追加

災害対策本部体制見直しにより、これまでの「災害対策本部体制」のみの対応から、災害対応の必要性に応じて、

単独又は複数の部局が各自に対応すれば足りる段階では「災害警戒本部」

複数の部局が連携対応する必要のある段階～県の組織を挙げて総合的に対応する

必要のある段階では「災害対策本部」

とする2段階の体制としたことに伴い、それぞれの体制時の設置や参集の基準等について規定した。

・ 学校長等が実施する応急措置の具体化

学校長等が実施する応急措置の内容について、児童生徒の安全確保に関する措置内容を追加規定した。

第4編「復興計画」

・ 被災者生活再建支援法改正に伴う修正

支援金の迅速な支給を行うため、被災者生活再建支援法が平成19年11月に改正されたことに伴い、防災基本計画の規定に基づき、被災地に対し速やかな復興を図る旨を記載した。

2 風水害対策編のみの事項

第1編「総論」

・県の気象概要の内容修正

第3章の県の気象の特長については、気象の概要と個別の気象特性に関する内容を分けて整理した。

第2編「災害予防計画」及び第3編「災害応急対策」

・個別の対策内容（各章）の性格を勘案し本編中の記載順序を整理

第2編「災害予防対策」及び第3編「災害応急対策」中の各対策の記載順序について、各章に記載されている対策内容の性格を勘案し、国の防災基本計画の記載順序に準じて、災害の種別を問わず必要となる一般的な対策（防災知識の普及・防災訓練の実施等）の章、施設災害の章、火災や鉄道、航空災害などの大規模事故災害の章の順序に整理した。

・土砂災害警戒情報の運用開始に伴う規定の追加

大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、19年6月から、都道府県と気象庁が共同で発表することとなり、また防災基本計画にも規定された「土砂災害警戒情報」について、その概要や伝達について新たに規定した。

・水位情報の提供開始に伴う規定の追加

県下水位観測所における水位情報について、平成19年度からHPにより情報提供を開始したことから、水位情報の発表にかかる規定を追加した。

・山地防災ヘルパー制度の運用開始に伴う規定の追加

山地災害の情報収集等のため、林業関係団体職員等の山地防災に関する知見を有する者を山地防災ヘルパーとして登録する山地防災ヘルパー協会（平成19年度～）の活動について、新たに規定を追加した。

・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律改正に伴う修正

平成19年4月1日に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が改正されたことに伴い、同法の規定に基づき設置されている排出油防除協議会について、これまで規定されていた原油・重油などの特定油の防除義務のほかに、揮発油及び有害液体物質についても特定油同様の防除義務が義務付けられたことに伴い、防災基本計画の規定に基づき、「排出油」を「排出油等」に改めた。

・防災用語の改善に伴う修正

洪水時等に河川管理者等から提供される防災情報は、情報の受け手側である住民や市町村の防災担当者、報道機関等に正確に理解され、受け手の的確な判断や行動につながるような情報の内容や表現であることが重要であることから、平成18年10月に国土交通省から洪水等の防災用語の改善が提言されたことに伴い、「破堤」を「堤防の決壊」に改めるなどの用語の改善を行った。

3 震災対策編のみの事項

第1篇「総論」

・中央防災会議が決定した東南海・南海地震に係る活動計画に係る規定の追加

中央防災会議が定めた「東南海・南海地震応急対策活動要領（平成18年4月21日中央防災会議決定）」及び「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）」に基づき、県は関係機関と連携して対応する旨を新たに規定した。

第2篇「地震災害予防対策」・第3篇「地震災害応急対策」

・緊急地震速報に係る規定の追加

平成19年10月に運用が開始された緊急地震速報について、速報を覚知したときにとるべき行動を県民に周知することや防災上重要な施設の管理者や事業者が速報を活用すること、速報の発表を受け職員が初動体制を迅速に確立することについて、国の防災基本計画に基づき規定した。

・業務継続計画に係る章の新設

大規模震災時の県・市町の活動が継続して実施されるよう、それぞれ業務継続計画（BCP）の作成に努める旨について、章を新たに設け、規定した。